

## 第12章 健康被害救済制度等

### 第1 健康被害救済制度

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法により、府下では、昭和44年12月に大阪市西淀川区が公害疾病多発地域に指定され、以来、当地域の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎および肺気しゅならびにこれらの続発症患者に医療費や医療手当等が支給されている。なお、公害病患者の認定および医療費等の給付事務は、大阪市長に委任されている。

昭和47年3月31日現在の認定患者累計は2,406名で、このうち昭和46年度に新たに認定された患者は876名であった（表-117, 118, 119）。

本府では昭和46年度において大阪市長が行なった医療費等の給付に要した費用に対し、表-120のとおり補助金を交付した。

表-117 公害被害者認定審査状況

(昭和47年3月31日現在)

審査月日	審査回数	認定数	月別認定数	累計
45. 2. 9	1回	人 1,530	人 1,530	人 1,530
46. 3. 22	23			
4. 12	24	93	4月	1,623
4. 26	25	35	128	1,658
5. 10	26	28	5月	1,686
5. 24	27	55	83	1,741
6. 14	28	41	6月	1,782
6. 28	29	84	125	1,866
7. 12	30	34	7月	1,900
7. 26	31	24	58	1,924
8. 9	32	21	8月	1,945
8. 23	33	23	44	1,968
9. 13	34	39	9月	2,007
9. 27	35	31	70	2,038
10. 11	36	56	10月	2,094
10. 25	37	32	88	2,126
11. 8	38	33	11月	2,159
11. 22	39	65	98	2,224
12. 20	40	65	12月 65	2,289
47. 1. 17	41	30	1月 30	2,319
2. 21	42	42	2月 42	2,361
3. 13	43	28	3月	2,389
3. 29	44	17	45	2,406

表-118 認定患者の年齢別内訳

年齢別	性別	男	女	計
～ 3才未満		342人	256人	598人
3才以上～ 6 "		281	213	494
6 " ～12 "		211	158	369
12 " ～15 "		15	21	36
15 " ～40 "		63	118	181
40 "		331	397	728
合計		1,243	1,163	2,406

表-119 認定患者の疾病別内訳

疾病別	性別	男	女	計
慢性気管支炎		295人	336人	631人
気管支ぜん息		304	251	555
ぜん息性気管支炎		670	600	1,270
肺気しゅ		19	3	22
続発症		0	0	0
合計		1,288	1,190	2,478

(注) 合併症を含むため認定数と異なる。

表-120 公害健康被害救済特別措置費補助 (昭和46年度)

区	分	補助対象事業費 (大阪市実施)	府補助金支出額
金	額	51,125,846円	41,786,483円
内 訳	医療費等	46,215,515	38,512,929
	事務費	4,910,331	3,273,554

## 第2 保健所における公害業務の実施

府民の健康を公害から守るため、昭和45年度には布施、豊中、八尾、吹田の4保健所に、昭和46年度には守口、枚方、寝屋川、藤井寺、岸和田、泉大津の6保健所に公害担当職員を配置するとともに環境測定用機器を配備して、保健所における体制を整備した。

また、これら保健所では、公衆衛生の立場から公害にかかる苦情相談、健康調査、環境調査および衛生教育活動の実施等公害保健対策を積極的に行なった。

## 第3 公害保健体制の調査

現在の公害による健康被害に関する医療体制ならびに調査研究体制は必ずしも十分ではなく、ますます複雑、多様化する汚染物質に対処するためには、調査研究、診断、治療等を組織的、一元的に実施する公害保健体制が必要とされている。

このため、これらの体制の調査ならびに検討を行なうため、学識経験者で構成する大阪府公害保健体制調査委員会を設け、同委員会にて検討を始めた。